

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮者分野）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（平成21年10月30日大阪府条例第84号）（以下「条例」という。）に定める「障害者等の職場環境整備等支援組織」のうち生活困窮者分野における支援を行う者（以下「支援組織」という。）が円滑に支援を実施するために、『「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮者分野）の認定等実施要綱』（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、支援組織の支援内容等に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 支援組織は、府の公契約において、生活困窮者の事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に定める生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）と事業主を支援する。

（支援対象者）

第3条 支援組織は、次に掲げる者を支援する。

- （1）府を当事者の一方とする契約に応じる事業主
- （2）法第3条第2項第3号に定める計画（以下「自立支援計画」という。）に基づき、（1）に雇用される者（以下「就職者」という。）を支援する自立相談支援機関

（支援内容）

第4条 支援組織は、第2条に規定する目的を達成するため、前条の支援対象者からの求めに応じた支援及びその準備行為として、次の各号に掲げる支援等を実施する。なお、各支援における具体的な取組例は、別表（一）のとおり。

- （1）自立相談支援機関への支援
 - ・自立支援計画作成のサポート
- （2）就労支援
 - ・就職者等への就職支援、生活支援
 - ・企業に対する職場環境のアセスメント
 - ・ジョブマッチング
- （3）職場定着支援
 - ・就職者に対する職場定着支援
 - ・企業が実施する職場定着の取組みに対する支援
- （4）その他企業支援
 - ・就労訓練事業所に関する認定取得
 - ・支援スタッフの養成、スキルアップ
 - ・行政の福祉化の周知活動

（個人情報の適正管理）

第5条 支援組織は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）を遵守し、支援に伴い収集した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）は、支援の目的以外に利用又は提供してはならない。

（報告）

第6条 支援組織は、条例第11条の2第3項に基づき、当該年度に実施する予定の支援等についての計画（様式第1号）を作成し、提出すること。また、実際に実施した支援等について、当該年度業務の完了後、遅滞なく報告書（様式第2号）を提出すること。

(守秘義務)

第7条 支援組織は、業務の遂行に際し、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(2) 前号については、実施要綱第7条に規定する認定の辞退又は第9条に規定する認定の取消し後においても、同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、令和4年3月15日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年2月2日から施行する。

別表（一）

役割	項目	考えられる取組例	
自立相談支援機関への支援	自立支援計画作成のサポート	・ 自立相談支援機関が作成する自立支援計画のうち、以下の企業への支援（１）及び（２）の項目に関する検討及び支援を実施する際のサポート	
企業への支援	(１) 就労支援	就職者等への就職支援、生活支援	・ 本人支援（職業能力・適正診断、事前の職場見学・就労体験等）等のサポート
		企業に対する職場環境のアセスメント	・ 就労現場を視察し、求職者等を雇用する上で、従事する内容の切り出しと組み立てや就労体験等の必要性の有無を判断 ・ 業務の切り出しが必要な場合には、就労形態を想定し、業務のリストアップ、掘り起こし、切り出し
		ジョブマッチング	・ 自立相談支援機関と調整の上、就労が見込める求職者と企業のマッチング ・ 企業見学への同行、同席 ・ 就労形態に合わせた、就労体験や就労訓練の提供
	(２) 職場定着支援	就職者に対する職場定着支援	・ 自立相談支援機関が就職者に対し実施する支援のサポート（調整会議への参画、教育訓練等の提案、職場開拓等の再就職支援等）
		企業が実施する職場定着の取組みに対する支援	・ 職場訪問による企業への聞き取り ・ スタッフ研修等の職場環境整備のための支援 ・ 企業が実施する職務の調整やOJT等へのアドバイス及びサポート
	(３) その他企業支援	就労訓練事業所に関する認定取得	・ 「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得に向けた支援の実施
		支援スタッフの養成、スキルアップ	・ 計画的、定期的な研修会や連絡会の実施
		行政の福祉化の周知活動	・ 業界団体や構築している支援機関とのネットワークと連携したCSR研修等の実施や府民への周知活動の実施

年 月 日

○年度大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織計画書

大阪府知事様

組織名：○○○○○○○

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮者分野）実施要領第6条の規定により、次のとおり報告します。

(1) 具体的な取組み

役割	内容
自立相談支援機関への支援	
就労支援	
職場定着支援	
その他企業支援	

(2) 府の公契約における支援対象者

制度名	支援対象者	年月日（期間）	内容
指定管理者制度			
清掃業務等 総合評価 一般競争入札			

年 月 日

○年度大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織報告書

大阪府知事様

組織名：○○○○○○○

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮者分野）実施要領第6条の規定により、次のとおり報告します。

(1) 具体的な取組み

役割	内容
自立相談支援機関への支援	
就労支援	
職場定着支援	
その他企業支援	

(2) 府の公契約における支援対象者

制度名	支援対象者	年月日（期間）	内容
指定管理者制度			
清掃業務等 総合評価 一般競争入札			